

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年 災		事項		契約	令和2年11月19日
工事番号	20-36260-0327	工事名	ため池対策(モデル)0202業務設計	着工	
入札執行年月日	令和2年11月17日	発注種別	土木設計	完成	
審議番号	公所	本庁		発注標準等級	
地区・路線名	相双		地区(線)	予 定 価 格	
工事箇所	双葉郡双葉町大字上羽鳥		地内	9,773,500	
工事概要					

業者コード	指名理由	落札者の住所			
業者名		入札額及び再入札額		落札額(契約額)	
		福島市南中央三丁目36番地			
福島県土地改良事業団体連合会		(1)	8,600,000	(2)	9,460,000
		(3)		(4)	
		(1)		(2)	
		(3)		(4)	
		(1)		(2)	
		(3)		(4)	
		(1)		(2)	
		(3)		(4)	
		(1)		(2)	
		(3)		(4)	
		(1)		(2)	
		(3)		(4)	
		(1)		(2)	
		(3)		(4)	
		(1)		(2)	
		(3)		(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随意契約とする理由

本業務は、ため池等放射性物質対策の高濃度底質対策工事に係る実施計画を行うための調査設計業務である。ため池等放射性物質対策の高濃度底質対策工事に係る実施計画を行うためには、平成28年3月に農林水産省が公表した「ため池の放射性物質対策技術マニュアル第2版」（以下、「ため池対策マニュアル」という。）

及び福島県が編纂した「ため池等放射性物質対策の手引き」に精通し、ため池等放射性物質対策の実績があり、施工時の留意点等を熟知したうえで、ため池等放射性物質対策の新たな工法提案・実施計画の履行が可能な技術力と専門的な知識や経験を必要とするほか、ため池等放射性物質対策詳細調査における測定機器を有し、それらのデータ解析が可能なことなどの要件を有する必要がある。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第2号

「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」